

[事案 29-146] 遡及解約請求

・平成 29 年 12 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社から送付された契約内容通知文書に記載された解約時支払金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 61 年 7 月に契約し、満期を迎えた定期保険について、以下を理由に、保険会社から送付された契約内容通知文書に記載された解約時支払金額を支払ってほしい。

- (1) 保険会社から送付された契約内容通知文書の記載事項は、専門知識を持たない一般の契約者に対する説明不足のものとなっており、「到来する保険期間満了と更新による継続の案内」と「②文書作成時点の解約時支払金額」が明確に区分して記載されておらず、記載されている解約時支払金額は保険期間満期解約金の支払金額と解釈できる。
- (2) 契約内容通知文書の記載内容について説明がなく、仮に説明がされていたら、その時点で保険を解約していた。なお、上記のとおり解釈が明確であり、疑問を生じないので、自分から保険会社に照会する必要はない。
- (3) 保険証券は、解約年度ごとの解約返戻金の金額が記載されており、掛け捨て保険とは考えられない。

<保険会社の主張>

以下を理由に、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 年に一度送付している契約内容通知文書では、申立人が同文書作成時に加入している保険について掲載しているが、記載されている解約時支払金額が満期時に支払われる金額とは解釈できない。
- (2) 照会があった場合には説明をするが、照会をしなかった申立人に対しては、更なる説明は不要であり、保険会社は、契約内容通知文書における以上の説明義務を負わない。
- (3) 本契約は、満期保険金のない掛け捨ての保険であり、契約時の設計書および「ご契約のしおり一定款・約款」にも明記されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は実施しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社は契約内容通知文書記載の解約時支払金額を支払うべきとは認められず、保険会社の説明義務違反も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。